

南会津町乾杯BOOK作成業務委託 仕様書

1 業務名

南会津町乾杯BOOK作成業務委託

2 業務の背景と目的

当町を訪れる来訪者においては、地酒や地元料理に触れる機会が十分に提供されておらず、結果として来訪者に地域の魅力を十分に体感できないまま滞在が終わってしまうという課題があります。

これらの課題を解決するため、町内飲食店で共通のきっかけとして地酒や地元料理に触れる「乾杯セット」を設定し、来訪者の一杯目の選択を誘導することで、来訪者の飲食体験による滞在満足度の向上を図ります。

また、複数店舗で乾杯セットを提供することで、それぞれの店舗で異なる当町の魅力を体験できる場と導線を整備することができ、さらにこれらをまとめた「乾杯BOOK」「卓上POP」を作成し、来訪者が見ることによって、単一店舗での消費に留まらず、複数店舗を巡る回遊行動を促進する。これにより、地域内における回遊性の向上及び飲食消費の拡大を図ることを目的とします。

3 委託費上限

4,675,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

5 業務内容

制作物作成業務には、企画立案・撮影・取材・デザイン・編集・校正・印刷・製本・納品・発送・工程管理・データ作成等、当該業務において必要となる全ての作業を含むものとする。

(1) パンフレット（乾杯BOOK）の作成

- ① パンフレットの名称は受注者からの提案とするものとし、町と協議の上決定する。
- ② パンフレットに掲載する店舗は、町が決定する。また、乾杯セットの設定に係る調整は、町が主体となって行うものとする。
- ③ パンフレットの規格は以下のとおりとし、その他の事項については、受注者からの提案により決定する。
 - (ア) A5サイズ
 - (イ) フルカラー
 - (ウ) 16頁以上
 - (エ) 作成部数10,000部
- ④ 基本構成は、パンフレットを見た方が複数店舗を巡る回遊行動が促進されるような内容とし、以下の項目の他は、受注者からの提案により決定する。
 - (ア) 南会津町の紹介

- (イ) 南会津町の地酒の紹介（日本酒及び地元クラフトビール）
 - (ウ) 飲食店の紹介（乾杯セット設定店舗を5店舗以上、乾杯セット設定外店舗を10店舗以上）
 - (エ) アクセス、MAP等のインフォメーション
- ⑤ 校正作業は、町と十分協議の上実施すること。
- (2) 卓上POPの作成
- ① 卓上POPは飲食店の卓上に設置するものとし、乾杯BOOKの内容を連携させた飲食店を回遊したくなるような内容とし、受注者からの提案により決定する。
 - ② 卓上POPの規格は、受注者から提案することとし、作成部数は1,000部とする。
- (3) 乾杯BOOK及び卓上POPの電子データ作成
- 受注者は、次のデータを作成し電子媒体で納品する。
- ① PDFファイル
 - (ア) 低解像度PDFファイル
 - (イ) 高解像度PDFファイル
 - ② レイアウトデータ
- Adobe Illustrator CC で編集可能なレイアウトデータとすること。
- (4) その他追加提案
- 受注者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

6 成果物

委託契約期限までに、下記の成果物を提出すること。

- (1) 事業実績報告書 紙媒体1部及び電子データ
- (2) 印刷・製本したパンフレット 10,000部
- (3) 卓上POP 1,000部
- (4) パンフレット及び卓上POPの電子データ
 - ※制作物用に撮影した写真、イラスト等のデータを含む。
- (5) その他、本業務で作成した資料のうち、町が指示する資料

7 納品場所

南会津町役場 商工観光課
福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (2) 事前に書面にて当町の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務

において受注者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。

- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て南会津町に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (6) 受注者が従来から有していた受注者固有の知識、技術に関する権利については受注者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受注者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当町又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決定するものとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

10 担当課

福島県南会津町商工観光課商工振興係

電話：0241-62-6200

Fax：0241-62-1288

E-mail：h_shokou@minamiaizu.org